○厚生労働省告示第百八十号

保険医療機関及び保険医療養担当規則（昭和三十二年厚生省令第十五号）第十九条第一項本文、保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則（昭和三十二年厚生省令第十六号）第九条本文並びに高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準（昭和五十八年厚生省告示第十四号）第十九条第一項本文及び第三十一条本文の規定に基づき、療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等（平成十八年厚生労働省告示第百七号）の一部を次の表のように改正し、令和七年六月十三日から適用する。

令和七年六月十二日

厚生労働大臣　福岡　資麿

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
別表第３ 第１部～第３部　（略） 第４部　追補（１） 外用薬 品名　規格単位 （お） オラネジン液1.5％ＯＲ消毒用カートリッジ25mL　1.5％25mL１管 オラネジン液1.5％消毒用カートリッジ25mL　1.5％25mL１管	**別表第３** 第１部～第３部　（略） （新設）

その他告示

○国土交通省告示第四百六十三号

福岡空港の飛行場灯火について告示した事項に変更を加えたので、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第五十五条の二第三項において準用する同法第四十六条の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和七年六月十二日

国土交通大臣　中野　洋昌

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
一　設置者の氏名及び住所　国土交通大臣　東京都千代田区霞が関二丁目一番三号 二　航空灯火の種類及び名称　飛行場灯火　福岡空港照明施設 三　航空灯火の位置及び所在地　福岡空港内及びその周辺　福岡県福岡市 四　灯質、光度、配置その他航空灯火の性能に関する重要事項 (1)　（略） (2)　滑走路Ａに係る灯火 （略）	一　設置者の氏名及び住所　国土交通大臣　東京都千代田区霞が関二丁目一番三号 二　航空灯火の種類及び名称　飛行場灯火　福岡空港照明施設 三　航空灯火の位置及び所在地　福岡空港内及びその周辺　福岡県福岡市 四　灯質、光度、配置その他航空灯火の性能に関する重要事項 (1)　（略） (2)　滑走路Ａに係る灯火 （略）

航空灯火	灯質	光度	配置等